

平成 27 年 11 月 20 日

各 位

会社名 株式会社メドレックス
代表者名 代表取締役社長 松村 眞良
(コード番号：4586 東証マザーズ)
問合せ先 経営管理部長 北垣 栄一
(TEL. 03-3664-9665)

新パイプライン開発へのコミット ～「コミット・イシュー」補足説明～

当社は、平成 27 年 11 月 20 日開催の取締役会において決議いたしました、**Evolution Biotech Fund** を割当先とする「**コミット・イシュー**」の発行に関しまして説明資料を作成いたしましたのでお知らせいたします。なお、資金調達の詳細につきましては、本日(平成 27 年 11 月 20 日)発表の「第 8 回新株予約権(行使価額修正条項付き)(第三者割当て)の発行並びに新株予約権買取契約(コミット・イシュー 2016 モデル)の締結に関するお知らせ」を、当社開発パイプラインの詳細につきましては、本日(平成 27 年 11 月 20 日)発表の「新規パイプラインの開発方針決定に関するお知らせ」をご参照ください。

記

新パイプライン開発への「コミット」～資金使途

当社グループは、イオン液体^{*1}を利用した独自の経皮製剤技術 ILTS[®](Ionic Liquid Transdermal System)を中心とした医薬品製剤技術を用いて、低分子から高分子に至る様々な有効成分の経皮吸収性を飛躍的に向上させることにより、新しい付加価値を持った医薬品を開発することを事業の中核に据えた創薬ベンチャーであります。現在、当社グループの第一パイプラインとして、「消炎鎮痛貼付剤(商品名:ETOREAT[®])」の米国での開発を推し進めております。当社グループは、当パイプラインに関する製薬会社等との提携契約による収益を中心とした事業収益計画を有しており、製品上市前の収益としても所定の成果達成に基づくマイルストーン収益を見込んでおります。しかしながら、このマイルストーン収益の発生時期は開発の進捗に依存した不安定で予測困難なものであります。

今回の資金調達の目的は、ETOREAT[®]に関する提携契約に伴う収入による開発資金の蓄積を待つことなく当社グループの成長を加速するために、既に開発資金を確保している MRX-1OXT(中枢性鎮痛薬)だけでなく、非臨床試験を実施済みまたは実施中で、近い将来に臨床試験を開始できる段階まで開発が進んでいる、MRX-5LBT(帯状疱疹後の神経疼痛治療薬)、MRX-4TZT(痙性麻痺治療薬)を始めとする後続パイプラインの開発資金を機動的に得ることにあります。

<MRX-5LBT:帯状疱疹後の神経疼痛治療薬(リドカインテープ剤)>

ILTS[®]を用いて局所麻酔剤であるリドカインのテープ型貼付剤を製剤開発したものであり、米国においてピーク時年商約 1,200 億円であったリドカインパップ剤 Lidoderm[®]と同様の特性を示すこと等により、米国での早期の承認取得を計画しています。

<MRX-4TZT:痙性麻痺治療薬(チザニジンテープ剤)>

ILTS[®]を用いて中枢性筋弛緩薬であるチザニジンのテープ型貼付剤を製剤開発したものです。現在、非臨床試験を実施中であり、平成 28 年に臨床試験を開始する計画です。

新パイプライン開発



コミット・イシューのコンセプト及び特徴・効果

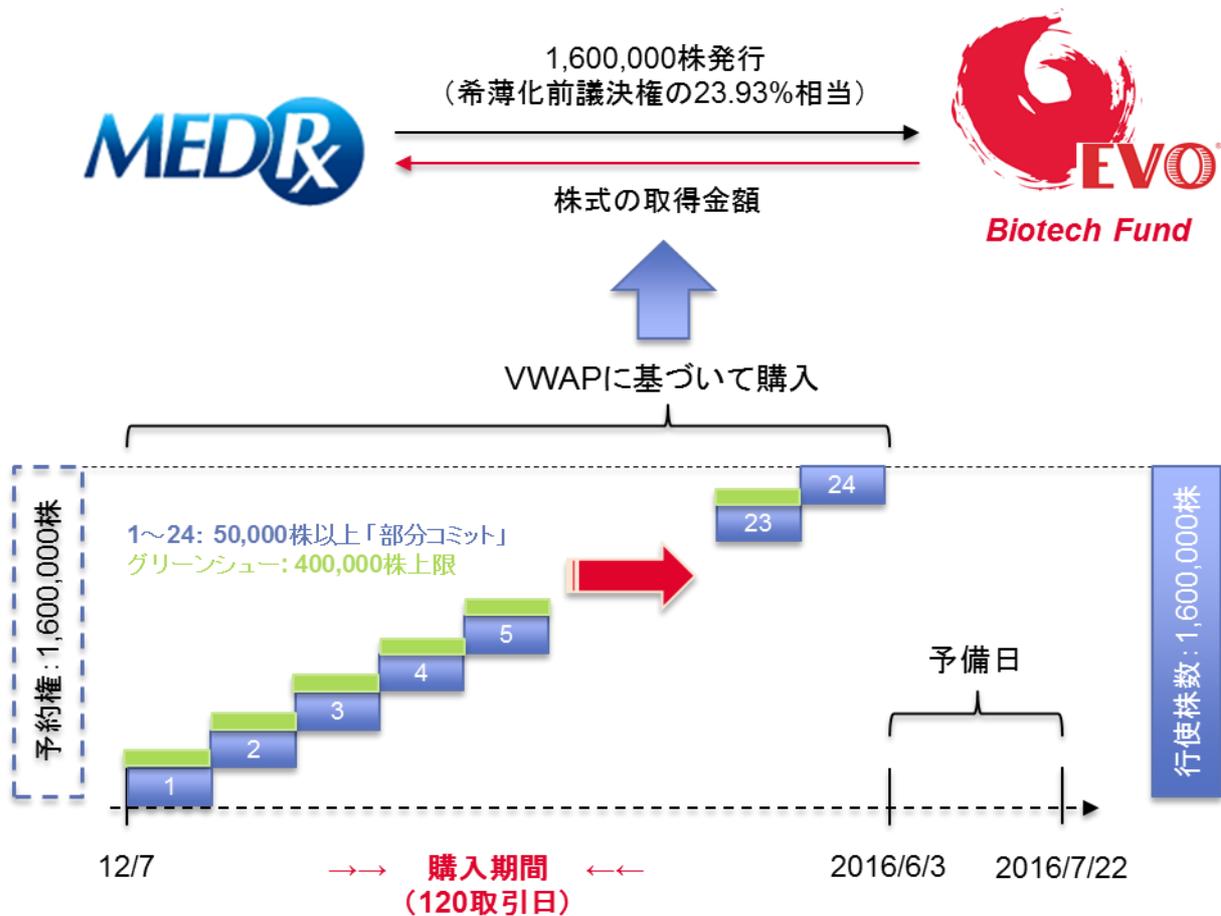
① Evolution Biotech Fund (機関投資家)による株式投資 ～ 投資家の「コミット」

EVOLUTION ファイナンシャル・グループ (<http://www.evofinancialgroup.com/>) は、2002 年に創設された米国を本拠地(本社:ロサンゼルス)とする「機関投資家」です。

株式投資の中でも、主に日本株投資に特化し、アベノミクスの「成長戦略」に乗じて成長企業・新興企業についても投資を拡大しており、日本でのプライマリー市場における第三者割当型のエクイティファイナス(新株、転換社債、新株予約権)では、マーケット第 6 位(同社調べ:2014 年から現在まで)の実績があります。特に日本のバイオ関連企業(とりわけ再生医療)の投資にフォーカスし、今年 8 月に「**Evolution Biotech Fund**」を立ち上げて、iPS 細胞関連の株式会社リプロセルに続き、当社が案件第 2 号となりました。また当社との議論を通じ、当社の成長戦略及びエクイティ・ストーリーに対して共感されたため、今回のコミット・イシュー発行及び買取りの合意に至りました。

Evolution Biotech Fund は、120 取引日期間中の VWAP 値を用いて当社に対する株式投資(当社の立場からは資金調達)を行います。**Evolution Biotech Fund** はこれにより、あるタイミングで一括投資するよりも、全体として大きな規模の株式投資を行うことが可能となるため、当社としても、資金調達額を増大させることができるというメリットがあります。

<ご参考:コミット・イシューのコンセプト>



※上述のコンセプトを、新株予約権を用いて実現

② 短期間における確実な発行

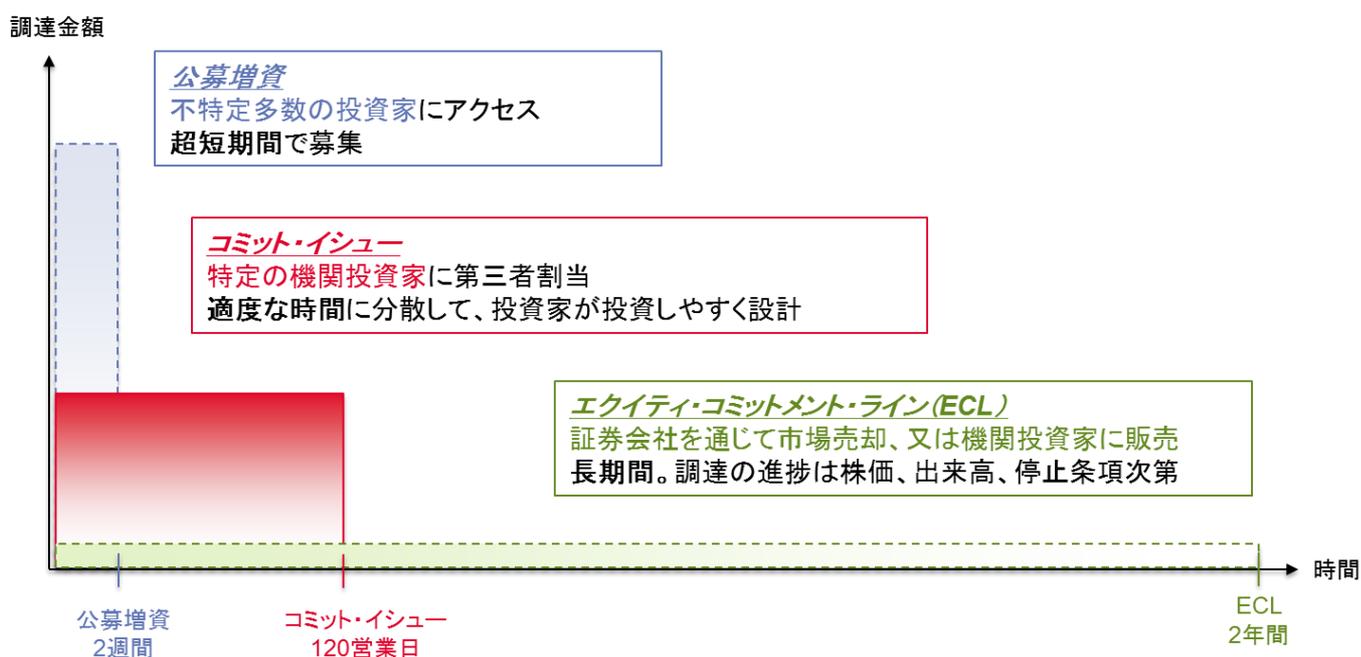
新株式発行予定株数(1,600,000株)を、原則として120取引日期間において全株発行(全部コミット)します。120取引日期間内の権利行使は、原則として24回のみです。また、各回行使には「部分コミット」条項も付与されており、タイムリーなキャッシュ・フロー確保を両立することができます。

③ 適度なファイナンス期間

コミット・イシューでは、適度な期間にわたり株式発行のタイミングを分散することで、投資家が大規模な株式投資を実現できる設計となっています。

なお、その他メリット・デメリットの詳細については、本日(平成27年11月20日)発表の「第8回新株予約権(行使価額修正条項付き)(第三者割当て)の発行並びに新株予約権買取契約(コミット・イシュー2016モデル)の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

<ご参考:他手法とのファイナンス期間比較>



他手法を含めた選択肢の中で、今回においては当社における a) 現状の体制、b) 資金ニーズのスピード、c) 出来高等のマーケット状況等を考えた上で、第三者割当て方式による「コミット・イシュー」が最適であると判断いたしました。

<ご参考:他 第三者割当て型手法との比較>

	コミット・イシュー	エクイティ・コミットメントライン
形態	新株予約権	新株予約権
割当先	機関投資家	証券会社
期間	短期間(6ヶ月)	長期間(2年間)
全部コミット	有り	無し
部分コミット	有り	流動性次第
行使頻度	毎週(計24回) 但し、グリーンシュー除く	毎日
行使停止条項	無し	発行会社に停止権有り

「コミット・イシュー 2016 モデル」とは

当社が新株式の発行予定株数(1,600,000 株)を予め定め、120 価格算定日の売買高加重平均価格(VWAP)に基づき、原則として割当予定先が必ず全株式を購入する(全部コミット)手法です。購入に際しては、新株予約権の行使請求(原則計 24 回)を通して行われます。各回の行使においては、原則として各 24 回にわたり 5 取引日毎に各回 50,000 株相当分以上の行使をすることを(部分コミット)約しております。前者の「全部コミット」と後者の「部分コミット」の組み合わせが、当コミット・イシューの特徴です。

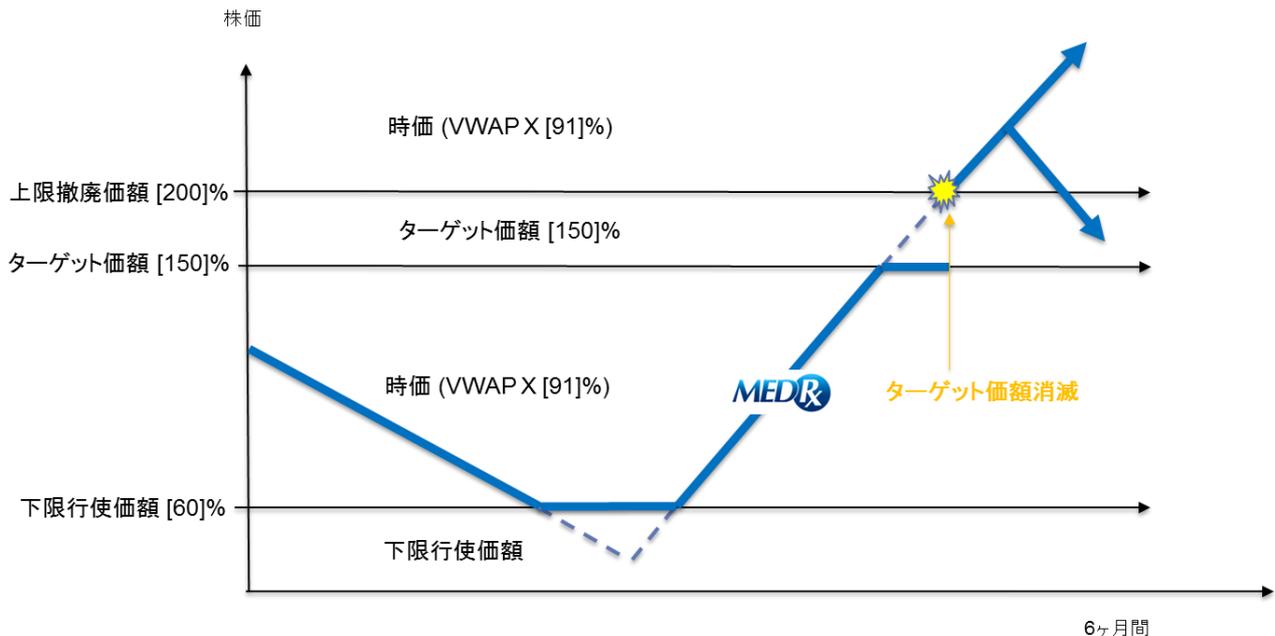
(グリーンシュー部分について)

また割当予定先は行使価額がリセットされてから次のリセットまでの各期間、25,000 株相当分を上限に、追加で新株予約権を行使することが出来ます。この仕組みにより、株価上昇時等において行使が促進されることが期待されますが、かかる行使により発行される株式は、本新株予約権全体で 400,000 株を上限とします。

	第 8 回新株予約権
発行数	1,600,000 個
発行価額の総額	4,800,000 円
行使価額の総額	1,124,800,000 円
期間	最長 7.5 ヶ月
リセット回数(原則)	通算で最大 23 回(予定)
ターゲット価格(上限行使価額)	1,159 円(価格決定日株価終値の 150%、端数切捨て)
上限撤回価額	1,546 円(価格決定日株価終値の 200%、端数切捨て)
行使価額	VWAP の 91%
全部コミット	有り
部分コミット	有り
下限行使価額	463 円(価格決定日株価終値の 60%、端数切捨て)

株価上昇メリットを享受する上限撤回メカニズムについて

全株数においてターゲット価格(上限行使価額)を定め、各 23 回の修正後の行使価額(なお、修正後の各行使価額は、価格算定日の売買高加重平均価格(VWAP)を基準に算出されます)と比較して発行されることとなります。ただし、修正後の行使価額が上限撤回価額を超える場合、上限行使価額は消滅し、以後の行使価額は再びその時々の時価を基準に算出されるようになります。



以上